

勤労者財産形成促進制度の原則

1 自主性の原則

財形制度は、勤労者の自主的な努力に対して国や事業主が援助しようとするものであり（財形法第3条、第7条）、健康保険や雇用保険のように制度への参加を強要するものではない。勤労者がこの制度を利用するかどうかは全く勤労者の自由である。また、事業主が勤労者財産形成貯蓄をしようとする従業員から申出を受けた際これに応じて賃金から天引きをするかどうか、給付金制度等に基づく給付金を拠出するかどうかも原則として自由である。さらに、勤労者財産形成貯蓄や給付金契約等の取扱機関となる金融機関や証券会社・生命保険会社・損害保険会社などについても、具体的な預貯金、信託、証券貯蓄・貯蓄保険などを準備するかどうかも強制されていない。

このように、この制度は、それぞれの立場において自由な制度として構成されているため、関係者の協力がこの制度を支える基盤となっている。

2 三者協力の原則

財形制度は、勤労者の財産形成の努力に対して事業主や国が協力援助すること（財形法第3条、第7条）を基盤の一つとしている。

財形貯蓄等について、貯蓄をするかどうかは勤労者が決めることであるが、その貯蓄を行うについては、事業主が協力して賃金から天引きして金融機関等に払い込む事務を負担することが必要である。これにより、勤労者は金融機関等へ出向く必要がなくなり、計画的、自動的に貯蓄することができることとなる。

事業主は、勤労者の申出を受けなければならないという法律上の義務はないが、努